

市営自転車等駐車場の駐車対象車種の追加（素案）に係るパブリックコメント手続の実施結果について

このことについては、高齢者の方や障がい者の方々等の移動上の利便性向上等を図るため、利用が想定される車種の追加について、素案を取りまとめたところですが、その後、パブリックコメント手続を実施しましたので、その結果について報告します。

1 パブリックコメント手続の実施結果

（1）パブリックコメント手続

- ① 意見の募集期間 令和8年7月1日（水）～ 8月10日（月）〔41日間〕
- ② 意見の提出者数 28人
- ③ 意見の件数 59件

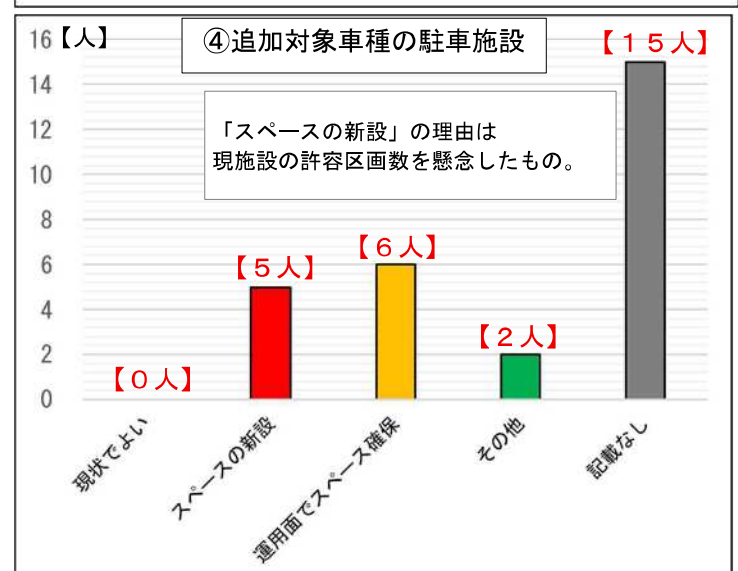
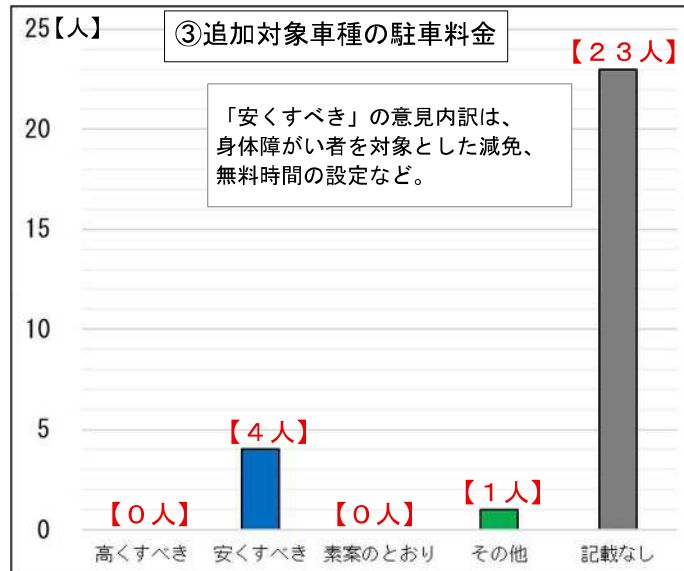
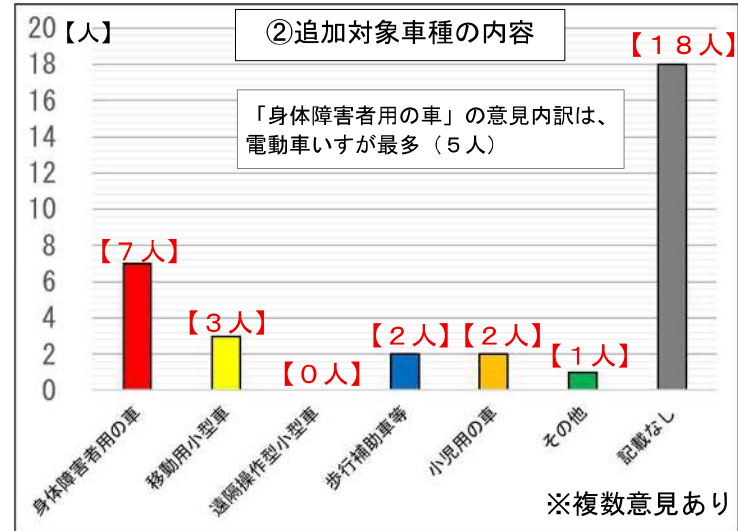
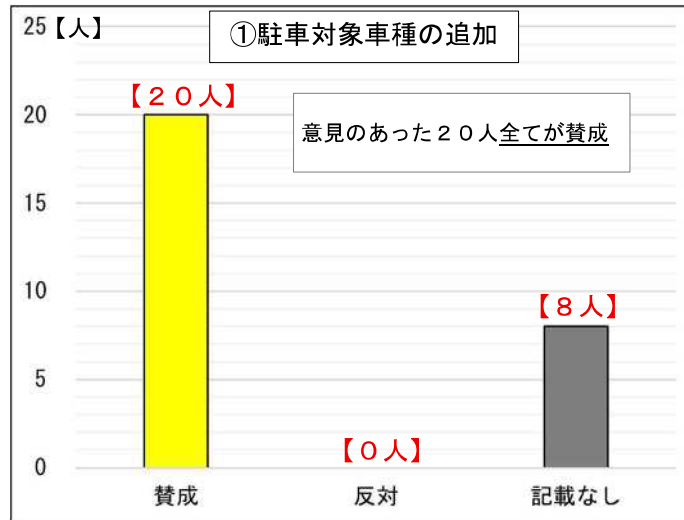
（2）意見の対応状況

（単位：件）

項 目 対応区分	1 駐車対象車種の 追加の賛否	2 追加対象車種の 内容	3 追加対象車種の 駐車料金	4 追加対象車種の 対象施設	5 その他	計
A 意見の趣旨等を反映し、 条例（案）に盛り込むもの	0	0	0	0	0	0
B 意見の趣旨等は、条例又は 素案に盛り込み済みのもの	20	9	1	0	0	30
C 条例（案）には 盛り込まないもの	0	0	3	1	0	4
D 具体的な事業の実施に あたり参考とするもの	0	1	1	12	0	14
E その他要望・意見等	0	0	0	0	11	11
計	20	10	5	13	11	59

2 主な意見と対応

(1) 主な意見の内訳



(2) 主な意見と対応

対応区分A：意見の趣旨等を反映し、条例（案）に盛り込むもの

該当なし

対応区分B：意見の趣旨等は、条例又は素案に盛り込み済みのもの

○ 追加車種についても定期利用を可能とし、その料金区分の明記を希望いたします。あわせて、身体障害者用の車等については減免制度の創設を検討していただきたいです。

理由⇒素案の料金表には「一時利用の場合」のみが記載されており、定期利用の取扱いがありません。しかし、通勤・通学で毎日利用する方にとっては、定期利用が前提となります。また、身体障害者用の車は嗜好や利便のための乗り物ではなく、その方の移動能力そのものを代替する用具です。自動二輪と同額の負担を毎月求めることが妥当かどうか、政策的なご判断をお願いいたします。（番号31）

⇒ 駐車料金については、条例に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている方などを対象に減免を行っているところでございます。

また、定期利用については、追加対象車種においても現在の対象車種と同様に対象といたします。

対応区分C：条例（案）には盛り込まないもの

○日常生活に必要な移動手段であることを考慮し、料金の減免や一定時間の無料利用についてもご検討いただければと思います。（番号33）

⇒身体障がい者や生活保護の被保護者等については、条例に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている方などを対象に駐車料金の減免を行っているところでございます。また、駐車料金の設定については、車種毎のサイズに応じて設定しているものであり、受益者負担として駐車料金をご負担いただいているところでございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。

対応区分D：具体的な事業の実施にあたり参考とするもの

○現在でも利用者が多く、満車となる駐輪場があることから、対象車種の追加に伴い、既存の駐輪スペースが過度に減少しないよう配慮していただきたいと考えます。

特に、追加対象車種の利用見込や将来的な利用見込みまでを十分に検証した上で、必要以上に広い区画を確保するのではなく、利用状況に応じた適切な区画配置としていただくことを願います。既存利用者と新たな利用者の双方が利用しやすい駐輪場となるよう、バランスの取れた整備をお願いします。（番号39）

⇒ いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。

○区画と出入口のバリアフリー整備を同時に進めることを希望いたします。

車種を追加しても、駐車場に進入できなければ利用できません。次の3点を希望いたします。

①平置きの区画を各施設に確保すること

②出入口の段差、車止め、ゲートのバー等により進入できない施設がないか、点検・必要な改修の実施

③電動車いす・シニアカーは高額かつ生活に不可欠であるため、防犯対策への配慮

あわせて、施設ごとの対応可否・区画数・寸法を市ホームページで事前に確認できるようにしていただきたいです。利用者は「行ってみたら停められなかった」という事態を最も避けたいのではないのでしょうか。（番号４８）

⇒ いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。

対応区分E：その他要望・意見等

○対象となる方への周知について

制度開始後の周知を、障害福祉・高齢者福祉の窓口、相談支援事業所、ケアマネジャー、地域包括支援センター、医療機関に加え、ハローワーク等の就労関係の窓口でも行っていただくことを希望いたします。

理由⇒就労を理由に駐車場所を探している方は、福祉の窓口ではなく就労関係の窓口で相談することが多いと考えられます。（番号５３）

⇒ 制度開始の周知等は、本市ホームページ及び本市広報誌への掲載、関係機関等への周知による利用対象者へのみなさまへの効果的な周知を検討してまいりたいと考えております。

○「４ 施行日（令和９年４月１日）」について ⇒ 前倒しと暫定的な取扱いを希望いたします。

施行日をできる限り前倒しすること、それが困難な場合でも、施行までの間は個別の申出に応じて管理者の判断で駐車を認める暫定的な取扱いを設けることを希望いたします。

理由⇒現在、正に「停める場所がないために通勤・通学・通院ができない」状況にある市民は、施行日まで１年半以上待つことになります。移動手段を停める場所がないことは、就労や就学の機会そのものを失います。条例改正の手續に期間を要することは理解しますが、その間に私と同じ経緯をたどる方が生じないよう、暫定的な救済の仕組みをご検討ください。（番号５１）

⇒ 市営自転車等駐車場の駐車対象車種については、条例に基づいていることから、条例改正によらない取扱いはできかねるものと考えております。また、施行にあたっては、施設管理者の受入体制の構築、案内表記の変更、利用者への周知など一定の準備期間が必要であることから、ご理解いただきますようお願いいたします。

3 今後の予定

令和8年12月	「鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例」一部改正議案を提出
令和9年4月1日	同条例の施行（予定）

パブリックコメント手続で提出された「意見の対応状況」について（令和８年７月１日～令和８年８月１０日実施）

項目別の件数			対応区分別の件数	
意見の 提出者数	項 目	件数	対応区分	件数
２８人	１ 駐車対象車種の追加の賛否	20	A 意見の趣旨等を反映し、条例（案）に盛り込むもの	0
	２ 追加対象車種の内容	10	B 意見の趣旨等は、条例又は素案に盛り込み済みのもの	30
	３ 追加対象車種の駐車料金	5	C 条例（案）には盛り込まないもの	4
	４ 追加対象車種の駐車施設	13	D 具体的な事業の実施にあたり参考とするもの	14
	５ その他	11	E その他要望・意見等	11
	計	59	計	59

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
1	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	公共の交通機関の便数も減っているの、これまで駐輪・駐車していない方も、利用したいと思う方が増えてくると思われる。 特に、障害のある方、小さなお子さんのある方などに、利用しやすくなると良いと思う。 利用頻度は少なくても、利用することができる、駐車スペースがあるという事は、安心につながると思う。 運用に当たっては、問題点が出てくると思うが、その都度改善していくことが大切だと思う。 まずは利用できる枠が広がることは重要だと思う。 みんなが気持ちよく利用できることを大切に、考えて頂きたい。	賛同のご意見として承ります。	B
2	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	駐車対象車種の追加について、試みは良いとは思いますが、しかし、現状ただでさえ駐車場が少ない中、普通車両の駐車スペースを無くして追加するのはどうなのかなと思います。可能であれば、別箇所に設けるなどできればいいと思います。	賛同のご意見として承ります。	B
3	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	市営自転車等駐輪場の駐車対象車種に高齢者や障害者向けの車両を追加することについては、 <u>移動手段の確保</u> や外出支援につながるものであり、誰もが利用しやすい環境づくりの観点から賛成します。	賛同のご意見として承ります。	B
4	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	<u>追加車種の必要性は感じますが</u> 、駐車台数は少ないと思います。既存の自転車や自動二輪車の台数が減らないよう、専用スペース確保するのではなく兼用スペースにするなど配慮をしてもらいたいです。	賛同のご意見として承ります。	B
5	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	全体としては素晴らしいと感じており、応援しています。	賛同のご意見として承ります。	B
6	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	駐車場、駐輪場も含めた施設の管理をしていますが、シニアカーの取り扱いに苦慮する事があります。駐輪場に停めていただくようお願いしているのですが、根拠がなく、また、利用者も歩行者と同じと聞いているのでどこに停めていいのかわからない。逆にどこにでも停めていいのかも思っている事もあります。今回の対象車種は自転車より場所をとるものが多く、歩道上に停めると通行の妨げになると思われます。自転車駐輪場への駐車を可能にいただく事が、利用者や歩行者、施設管理者にとって良い結果になると思います。	賛同のご意見として承ります。	B
7	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	移動手段の多様化が進む中、鹿児島市民の将来の利用ニーズを見据えた環境やインフラ整備は重要だと考えます。誰もが安心して利用できる移動環境を整えるためにも、自転車等駐輪場の駐車対象車種の追加は必要な整備だと期待します。	賛同のご意見として承ります。	B
8	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	高齢化が進み、移動手段も多様化されてシニアカーなどの駐車場の整備も必要だと思う。	賛同のご意見として承ります。	B

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
9	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	最近見かけるシニアカー(電動カート)を駐車出来るようにして欲しい！ 身近に電動カートを使用している方が居るので駐車場所があったら活動範囲が広がるのではと思います…社会貢献に繋がるのでは。	賛同のご意見として承ります。	B
10	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	市営自転車等駐車場の対象車種を追加することについて、利用者の利便性向上につながる取組として賛成します。	賛同のご意見として承ります。	B
11	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	追加車種案に賛成します。 駐車料は、福祉の面から、100円に統一してはどうでしょうか。 スペースについて、従来、使用数を踏まえ、増設も検討ください。 福祉の面はあるものの、従来の使用者に不便になれば、制度やその利用者への反感となるため	賛同のご意見として承ります。	B
12	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	以前、中央駅の駐車場に止めようとして(125ccのバイク)ベルトコンベアにどうしてもうまくのせられず、途中で倒れたり、とにかく大変だったので、障害のある方の車は、なるべく1階、エレベーターのある施設にスペースをとってあげてほしいなと思います。 台風時などは駐輪場に避難してくる方も多いので、その時は、バイクや自転車のスペースにしてほしいです。	賛同のご意見として承ります。	B
13	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	駐車対象の車種を追加することについては、良いと思います。 但し、「身体障がい者用の車」「移動用小型車」については、駐車場に駐めてから目的地である施設や店舗等の距離が長い場合は利用できないと思われる。 このため、施設や店舗等の入口近くに専用の駐車場所を設けたり、施設や店舗等に自由に出入りが可能となるようにした方が良いと考えます。	賛同のご意見として承ります。	B
14	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	素案に賛成します。あわせて以下を意見として記載いたします。 「2 駐車対象車種の追加」について(賛成) 身体障害者用の車(電動車いす・車いす等)、移動用小型車、歩行補助車等、小児用の車を駐車対象車種に追加する方針に、強く賛成します。 理由⇒私は、鹿児島市の市中心部にあるテナントビル内の事務所へ、電動車いすで通勤することになりました。しかし、ビル入口に二段の階段があり、入口前の歩道も狭くスロープの設置ができない状況でした。そのため、電動車いすを停める場所を自分で探す必要が生じ、次のとおり相談しましたが、いずれも駐車できませんでした。 ① 鹿児島市に市営駐輪場への駐車を相談 → 条例上できないとの回答 ② 近隣の有料駐車場6〜7か所に相談 → いずれも不可 ③ 電車通り(県道)への駐車を鹿児島県に相談 → 許可されず 結果として、私は同僚に毎日車いすを持ち上げてもらって出勤せざるを得ませんでした。その心苦しさと、負担を負う同僚が次第に生じたことも少なからず影響し、私は退職することになりました。 素案の別表によれば、市中心部の有料施設にはいずれも原動機付自転車の区画が確保されています。停める場所が1か所あるかどうか、就労を継続できるかどうかを直接左右する方が他にもいらっしゃると思います。	賛同のご意見として承ります。	B
15	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	車椅子タイプについては使用しないと移動が困難な方が使用されておられる場合が多いので台数の枠増加として考えると近距離モビリティの歩行領域外のモノを駐車できるスペースを増加してその中で歩行領域の近距離モビリティも駐車可能などにするといいいのではないかと考えます。	賛同のご意見として承ります。	B
16	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	大変良いことだと思います。 ホームまでをバリアフリーにすると良いと思います。 合わせて、防犯カメラ等の設置や、トイレの設置もすると良いと思います。	賛同のご意見として承ります。	B
17	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	市営の駐輪場については利用者が少なく余裕があり、車種の追加については問題はありません。 電動カーを利用する高齢者が一人いるが、自家用車の邪魔にならない入口の直近に駐車している。基本的には駐輪場に駐めるべきだが、段差や高齢者のため今の場所で良いと思慮します。	賛同のご意見として承ります。	B
18	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	ぜひ、必要と思います。	賛同のご意見として承ります。	B

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
19	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	喜入町の現状は高齢者の方が多いので、喜入駅に電動車などが駐車できるようになると、助かる方々が多くなるので、車種の追加に賛成です。	賛同のご意見として承ります。	B
20	「1」 駐車対象車種の追加の賛否	喜入駅無料駐車場（自転車、バイク）は、常に空きスペースがあり、歩行者用の車両の駐車は十分に可能と思われますので、是非追加をお願いしたい。 特に移動用小型車（電動車）は、追加した方が良いと思います。 ユナブース喜入の利用にも少し効果があると思います。	賛同のご意見として承ります。	B
21	「2」 追加対象車種の内容	公共の交通機関の便数も減っているの、これまで駐輪・駐車していない方も、利用したいと思う方が増えてくると思われる。 特に、障害のある方、小さなお子さんのある方などに、利用しやすくなると良いと思う。 利用頻度は少なくても、利用することができる、駐車スペースがあるという事は、安心につながると思う。	素案においては、2-②の追加車種「身体障害者用の車」や「小児用の車」を駐車追加対象車種としております。	B
22	「2」 追加対象車種の内容	市営自転車等駐輪場の駐車対象車種に高齢者や障害者向けの車両を追加することについては、移動手段の確保や外出支援につながるものであり、誰もが利用しやすい環境づくりの観点から賛成します。	素案においては、2-②の追加車種「身体障害者用の車」を駐車追加対象車種としております。	B
23	「2」 追加対象車種の内容	高齢化が進み、移動手段も多様化されてシニアカーなどの駐車場所の整備も必要だと思う。	素案においては、2-②の追加車種として、シニアカーなど「身体障害者用の車」を駐車追加対象車種としております。	B
24	「2」 追加対象車種の内容	最近見かけるシニアカー（電動カート）を駐車出来るようにして欲しい！ 身近に電動カートを使用している方が居るので駐車場所があったら活動範囲が広がるのではと思います…社会貢献に繋がるのでは。	素案においては、2-②の追加車種として、シニアカーなど「身体障害者用の車」を駐車追加対象車種としております。	B
25	「2」 追加対象車種の内容	市営自転車等駐車場の対象車種を追加することについて、利用者の利便性向上につながる取組として賛成します。 一方で、電動車いすやベビーカーなどが安全に利用できるよう、十分な広さの駐車区画や分かりやすい案内表示を整えていただきたいです。 また、日常生活に必要な移動手段であることを考慮し、料金の減免や一定時間の無料利用についてもご検討いただければと思います。	素案においては、2-②の追加車種として、電動車いすなど「身体障害者用の車」やベビーカーなど「歩行補助車等」を駐車追加対象車種としております。	B
26	「2」 追加対象車種の内容	素案に賛成します。あわせて以下を意見として記載いたします。 「2 駐車対象車種の追加」について（賛成） 身体障害者用の車（電動車いす・車いす等）、移動用小型車、歩行補助車等、小児用の車を駐車対象車種に追加する方針に、強く賛成します。	賛同のご意見として承ります。	B
27	「2」 追加対象車種の内容	車椅子タイプについては使用しないと移動が困難な方が使用されておられる場合が多いので台数の枠増加として考えると近距離モビリティの歩行領域外のモノを駐車できるスペースを増加してその中で歩行領域の近距離モビリティも駐車可能などにするというのではないかと考えます。	素案においては、2-②の追加車種として、近距離モビリティなど「移動用小型車」を駐車追加対象車種としております。	B
28	「2」 追加対象車種の内容	喜入町の現状は高齢者の方が多いので、喜入駅に電動車などが駐車できるようになると、助かる方々が多くなるので、車種の追加に賛成です。	素案においては、2-②の追加車種として、電動車いすなど「身体障害者用の車」を駐車追加対象車種としております。	B
29	「2」 追加対象車種の内容	喜入駅無料駐車場（自転車、バイク）は、常に空きスペースがあり、歩行者用の車両の駐車は十分に可能と思われますので、是非追加をお願いしたい。 特に移動用小型車（電動車）は、追加した方が良いと思います。 ユナブース喜入の利用にも少し効果があると思います。	素案においては、2-②の追加車種「移動用小型車」を駐車追加対象車種としております。	B
30	「2」 追加対象車種の内容	追加項目については、対象車種を精査するとともに、利用料金について、慎重な対応が必要であると考えられる。利用頻度、利用者数想定、利用方法。	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
31	「3」 駐車対象車種の 駐車料金	「3 追加車種の駐車料金」について ⇒ 定期利用の可否と料金の明記を希望いたします。 追加車種についても定期利用を可能とし、その料金区分の明記を希望いたします。あわせて、身体障害者用の車等については減免制度の創設を検討していただきたいです。 理由⇒素案の料金表には「一時利用の場合」のみが記載されており、定期利用の取扱いがありません。しかし、通勤・通学で毎日利用する方にとっては、定期利用が前提となります。また、身体障害者用の車は嗜好や利便のための乗り物ではなく、その方の移動能力そのものを代替する用具です。自動二輪と同額の負担を毎月求めることが妥当かどうか、政策的なご判断をお願いいたします。	駐車料金については、条例に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている方などを対象に減免を行っているところでございます。 また、定期利用については、追加対象車種においても現在の対象車種と同様に対象といたします。	B
32	「3」 駐車対象車種の 駐車料金	全体としては素晴らしいと感じており、応援しています。ただ、乳母車や移動用小型車などで駅に向かう場合、買い物目的などで少しだけ借りる、という場合も想定されます。そう言った時に有料だと、お金を払う手間を嫌ってそのまま来店してしまう、あるいは違法な駐車をしてしまう方もいるかもしれません。よって、2時間であれば無料などと言った施策が盛り込まれると大変良いと感じます。	身体障がい者や生活保護の被保護者等については、条例に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている方などを対象に駐車料金の減免を行っているところでございます。また、駐車料金の設定については、車種毎のサイズに応じて設定しているものであり、受益者負担として駐車料金をご負担いただいているところでございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。	C
33	「3」 駐車対象車種の 駐車料金	市営自転車等駐車場の対象車種を追加することについて、利用者の利便性向上につながる取組として賛成します。 一方で、電動車いすやベビーカーなどが安全に利用できるよう、十分な広さの駐車区画や分かりやすい案内表示を整えていただきたいです。 また、日常生活に必要な移動手段であることを考慮し、 <u>料金の減免や一定時間の無料利用</u> についてもご検討いただければと思います。	身体障がい者や生活保護の被保護者等については、条例に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている方などを対象に駐車料金の減免を行っているところでございます。また、駐車料金の設定については、車種毎のサイズに応じて設定しているものであり、受益者負担として駐車料金をご負担いただいているところでございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。	C
34	「3」 駐車対象車種の 駐車料金	追加車種案に賛成します。 <u>駐車料は、福祉の面から、100円に統一してはどうでしょうか。</u> スペースについて、従来、使用数を踏まえ、増設も検討ください。 福祉の面はあるものの、従来の使用者に不便になれば、制度やその利用者への反感となるため	身体障がい者や生活保護の被保護者等については、条例に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている方などを対象に駐車料金の減免を行っているところでございます。また、駐車料金の設定については、車種毎のサイズに応じて設定しているものであり、受益者負担として駐車料金をご負担いただいているところでございます。いただいたご意見は参考とさせていただきます。	C
35	「3」 駐車対象車種の 駐車料金	追加項目については、対象車種を精査するとともに、 <u>利用料金</u> について、慎重な対応が必要であると考えられる。利用頻度、利用者数想定、利用方法。	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D
36	「4」 追加対象車種の 駐車施設	市営の駐輪場については利用者が少なく余裕があり、車種の追加については問題はありません。 <u>電動カーを利用する高齢者が一人いるが、自家用車の邪魔にならない入口の直近に駐車している。基本的には駐輪場に駐めるべきだが、段差や高齢者のため今の場所で良いと思慮します。</u>	追加対象車種の駐車スペースについては、市営自転車等駐車場に駐車いただくこととなるため、ご理解いただきますようお願いいたします。	C
37	「4」 追加対象車種の 駐車施設	運用に当たっては、問題点が出てくると思うが、 <u>その都度改善していくことが大切だと思う。</u> まずは利用できる枠が広がることは重要だと思う。 みんなが気持ちよく利用できることを大切に、考えて頂きたい。	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D
38	「4」 追加対象車種の 駐車施設	駐車対象車種の追加について、試みは良いとは思いますが、 <u>現状ただでさえ駐車場が少ない中、普通車両の駐車スペースを無くして追加するのはどうなのかなと思います。可能であれば、別箇所に設けるなどできればいいと思います。</u>	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D
39	「4」 追加対象車種の 駐車施設	市営自転車等駐輪場の駐車対象車種に高齢者や障害者向けの車両を追加することについては、移動手段の確保や外出支援につながるものであり、誰もが利用しやすい環境づくりの観点から賛成します。 一方で、現在でも利用者が多く、満車となる駐輪場があることから、対象車種の追加に伴い、既存の駐輪スペースが過度に減少しないよう配慮していただきたいと考えます。 特に、追加対象車種の利用見込や将来的な利用見込みまでを十分に検証した上で、必要以上に広い区画を確保するのではなく、利用状況に応じた適切な区画配置としていただくことを願います。既存利用者と新たな利用者の双方が利用しやすい駐輪場となるよう、バランスの取れた整備をお願いします。	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
40	「4」 追加対象車種の 駐車施設	追加車種の必要性は感じますが、駐車台数は少ないと思います。既存の自転車や自動二輪車の台数が減らないよう、専用スペース確保するのではなく兼用スペースにするなど配慮をしてもらいたいです。	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D
41	「4」 追加対象車種の 駐車施設	追加項目については、対象車種を精査するとともに、利用料金について、慎重な対応が必要であると考えられる。利用頻度、利用者数想定、利用方法。	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D
42	「4」 追加対象車種の 駐車施設	また、宇宿駅も対象となっておりますが、あちらの駐輪場はすでに満杯であることも多く、現状で新しい車種を受け入れるほどのキャパシティがあるとは思えません。関係各社との協力のもと、無人となり、現在未使用の駅舎スペースを利用した駐輪面積の拡大(個人的には、同時にバリアフリー構造にしていただけると尚嬉しく存じます)なども検討していただけると幸いです。	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D
43	「4」 追加対象車種の 駐車施設	対象車種を追加することについて特段意見はないが、近年、宇宿の駐輪場利用者が増えており、停められないことも増えているように感じる。対象車種を拡大するのであれば、ますます駐車スペースが足りなくなるため、駐輪スペースの確保に取り組んでいただきたい。	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D
44	「4」 追加対象車種の 駐車施設	市営自転車等駐車場の対象車種を追加することについて、利用者の利便性向上につながる取組として賛成します。 一方で、電動車いすやベビーカーなどが安全に利用できるよう、十分な広さの駐車区画や分かりやすい案内表示を整えていただきたいです。 また、日常生活に必要な移動手段であることを考慮し、料金の減免や一定時間の無料利用についてもご検討いただければと思います。	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D
45	「4」 追加対象車種の 駐車施設	追加車種案に賛成します。 駐車料は、福祉の面から、100円に統一してはどうでしょうか。 スペースについて、従来、使用数を踏まえ、増設も検討ください。 福祉の面はあるものの、従来の使用者に不便になれば、制度やその利用者への反感となるため	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D
46	「4」 追加対象車種の 駐車施設	以前、中央駅の駐車場に止めようとして(125ccのバイク)ベルトコンベアにどうしてもうまくのせられず、途中で倒れたり、とにかく大変だったので、障害のある方の車は、なるべく1階、エレベーターのある施設にスペースをとってあげてほしいと思います。 台風時などは駐輪場に避難してくる方も多いため、その時は、バイクや自転車のスペースにしてほしいです。	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D
47	「4」 追加対象車種の 駐車施設	駐車対象の車種を追加することについては、良いと思います。 但し、「身体障がい者用の車」「移動用小型車」については、駐車場に駐めてから目的地である施設や店舗等の距離が長い場合は利用できないと思われる。 このため、施設や店舗等の入口近くに専用の駐車場所を設けたり、施設や店舗等に自由に出入りが可能となるようにした方が良いと考えます。	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D
48	「4」 追加対象車種の 駐車施設	区画と出入口のバリアフリー整備を同時に進めることを希望いたします。 車種を追加しても、駐車場に進入できれば利用できません。次の3点を希望いたします。 ①平置きの区画を各施設に確保すること ②出入口の段差、車止め、ゲートのバー等により進入できない施設がないか、点検・必要な改修の実施 ③電動車いす・シニアカーは高額かつ生活に不可欠であるため、防犯対策への配慮 あわせて、各施設ごとの対応可否・区画数・寸法を市ホームページで事前に確認できるようにしていただきたいです。利用者は「行ってみたら停められなかった」という事態を最も避けたいのではないのでしょうか。	いただいたご意見を参考に運用にあたっての課題を整理してまいります。	D
49	「5」 その他	本文の「高齢者の方や障がい者の方々」に「少子」の追加 有料施設(10施設)の利用時間を記載するとわかりやすい。 無料施設(12施設)の利用時間を記載するとわかりやすい。 その他資料の分かりやすい表現に係る意見。	今後の資料作成の参考とさせていただきます。	F

番号	項目	市民からの意見等の概要	対応状況	対応区分
50	「5」 その他	また、宇宿駅も対象となっておりますが、あちらの駐輪場はすでに満杯であることも多く、現状で新しい車種を受け入れるほどのキャパシティがあるとは思えません。関係各社との協力のもと、無人となり、現在未使用の駅舎スペースを利用した駐輪面積の拡大(個人的には、同時にバリアフリー構造にさせていただけると尚嬉しく存じます)なども検討していただけると幸いです。	今後の施設管理にあたってのご意見として承ります。	E
51	「5」 その他	①「4 施行日(令和9年4月1日)」について ⇒ 前倒しと暫定的な取扱いを希望いたします。 施行日をできる限り前倒しすること、それが困難な場合でも、施行までの間は個別の申出に応じて管理者の判断で駐車を認める暫定的な取扱いを設けることを希望いたします。 理由⇒現在、正に「停める場所がないために通勤・通学・通院ができない」状況にある市民は、施行日まで1年半以上待つことになります。移動手段を停める場所がないことは、就労や就学の手続きを失います。条例改正の手段に期間を要することは理解しますが、その間に私と同じ経緯をたどる方が生じないよう、暫定的な救済の仕組みをご検討ください。	市営自転車等駐車場の駐車対象車種については、条例に基づいていることから、条例改正によらない取扱いではできかねるものと考えております。また、施行にあたっては、施設管理者の受入体制の構築、案内表記の変更、利用者への周知など一定の準備期間が必要であることから、ご理解いただきますようお願いいたします。	E
52	「5」 その他	②制度の隙間に置かれた市民への相談対応について 同種の相談があった際の窓口対応として、①市が把握する代替の駐車場所を案内する、②制度改正を要する事案として庁内で記録し検討につなげる、という手順を運用として定めることが可能であれば希望いたします。 理由⇒私が市に相談した際の回答は、「条例で決まっているため市営駐輪場には停められない。近隣の商業施設に、規則を変更してもらるか特例で停めてもらえるよう、粘り強く交渉してほしい」というものでした。市営駐輪場が、その当時、条例上使えなかったこと自体は理解できます。しかし、民間施設にも同様に規則があるにもかかわらず、その規則の変更や特例の適用を市民個人の交渉に委ねる一方で、市自身の規則については検討の対象とされないことに、疑問を感じました。 今回、鹿児島市が条例の見直しを検討してくださったことは、率直に嬉しいです。そのうえで、制度が変わるまでの間に相談を受けた市民が「どこにも停められない」まま放置されることのないよう、窓口の運用そのものの見直しを希望いたします。	今後の市民対応への課題として、いただいたご意見を参考に対応を検討してまいりたいと考えております。	E
53	「5」 その他	③対象となる方への周知について 制度開始後の周知を、障害福祉・高齢者福祉の窓口、相談支援事業所、ケアマネジャー、地域包括支援センター、医療機関に加え、ハローワーク等の就労関係の窓口でも行っていただくことを希望いたします。 理由⇒就労を理由に駐車場所を探している方は、福祉の窓口ではなく就労関係の窓口で相談することが多いと考えられます。 電動車いすだけでなく、シニアカーやベビーカーを使う方の中にも、「店内に持ち込めない」「建物に入れない」といった理由で停める場所を必要としている方が少なからずいらっしゃると思います。今回の見直しで、その方々にとって実効性のあるものとなることを、切に願っております。何卒どうぞよろしくお願い申し上げます。	制度開始の周知等は、本市ホームページ及び本市広報誌への掲載、関係機関等への周知による利用対象者へのみなさまへの効果的な周知を検討してまいりたいと考えております。	E
54	「5」 その他	大変良いことだと思います。 ホームまでをバリアフリーにすると良いと思います。 合わせて、防犯カメラ等の設置や、トイレの設置もすると良いと思います。	今後の施設管理にあたってのご意見として承ります。	E
55	「5」 その他	防犯対策もしてほしい。 トイレもほしい。	今後の施設管理にあたってのご意見として承ります。	E
56	「5」 その他	生見駅に子供を送迎する時、駅に向かって、左の方に停車する時、車を入れる時、斜面が強く、車の底をこする、車が多いため、少し整備してもらおうと助かります。沢山の車が底をこすっています。	今後の施設管理にあたってのご意見として承ります。	F
57	「5」 その他	生見駅の駐輪場などに段差が有り、車の底を擦ってしまうので整地してほしい。 防犯カメラの設置をして欲しい。	今後の施設管理にあたってのご意見として承ります。	E
58	「5」 その他	障害者や高齢者が利用しやすくするために、砂利を整備してほしい。 雨よけがほしいです。	今後の施設管理にあたってのご意見として承ります。	E
59	「5」 その他	歩行者現在 × だけど、○ にしてほしい。	ご意見として承ります。	E